

家庭用高効率ガス給湯器契約

石巻ガス株式会社

平成26年8月1日 実施

目 次

1. 目 的.....	2
2. 選択約款の届出および変更.....	2
3. 用語の定義.....	2
4. 適用条件.....	2
5. 契約の締結および契約期間.....	3
6. 使用量の算定.....	3
7. 料金.....	3
8. 単位料金の調整.....	4
9. 設置の確認.....	5
10. その他.....	5
付 則.....	5
実施の期日.....	5
(別 表)	6
1. 早収料金の算定方法.....	6
2. 料金表.....	7

1. 目的

この選択約款は、高い省エネルギー性が認められる高効率給湯器の普及促進を図るとともに環境負荷の軽減に寄与することを通じ、当社の製造供給設備の効率的な使用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

(1) この選択約款は、ガス事業法第 17 条第 12 項の規定に基づき、東北経済産業局長に届け出たものです。

(2) 当社は、この選択約款を東北経済産業局長に届出のうえ、変更することがあります。この場合、当社は変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、ガス料金その他の供給条件を変更後の選択約款によるものといたします。

(3) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合には、変更内容をあらかじめお客さまに通知のうえ、この選択約款を変更することがあります。

3. 用語の定義

この選択約款およびこの選択約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」および一般ガス供給約款に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「家庭用高効率ガス給湯器」（以下、「高効率ガス給湯器」といいます）とは、エネルギー源にガスを使用し、潜熱を回収するための熱交換を備え、給湯効率が 90%以上である給湯器をいいます。

(2) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

(3) 「併用住宅」とは、店舗・作業所・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

(4) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(5) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては 8%といたします。

4. 適用条件

お客さまは、高効率ガス給湯器を次のいずれかの条件で使用する場合は、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

(1) 専用住宅で使用する場合。

(2) 併用住宅で設置されているガスメーターの能力が 10m³ 毎時以下の場合。

5. 契約の締結および契約期間

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。

(2) お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。

② 石巻ガス一般ガス供給約款に定める契約または他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合には、変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以後も同様といたします。

(4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める料金への変更をしたお客さまが、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しない場合があります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合にはこの限りではありません。((5)において同じ。)

(5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の契約種別（一般ガス供給約款に基づく契約を除く。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。

6. 使用量の算定

(1) 各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

(2) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

7. 料金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金を消費税等相当額（を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含んだもの）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(2) 当社は、別表2の料金表（税込）を適用して、早収料金を算定いたします。

(3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（新にガスの使用を開始した場合は、初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については一般ガス供給約款の料金表にもとづき料金を算定します。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契

約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、従前の選択約款の料金表にもとづき料金を算定します。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2) ② により算定した平均原料価格が (2) ①に定める基準平均原料価格を超えて上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表2の各料金表の各基準単位料金(税込)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金(税込)に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1.(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税込)} + 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金(税込)} - 0.085 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

89,890 円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表1(3)に定められた各3か月における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が143,820円以上となった場合は、143,820円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9560 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0478$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位のコличествоといたします。

(算式)

イ) 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ) 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 設置の確認

(1) 当社は、高効率ガス給湯器が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降一般ガス供給約款を適用いたします。

(2) 高効率ガス給湯器を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

10. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

実施の期日

この選択約款は平成 26 年 8 月 1 日から実施いたします。

(別 表)

1. 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金（税込）または8. の規定により調整単位料金を算定した場合にはその調整単位料金に、使用量を乗じて得た額といたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 使用量に応じた基本料金及び基準単位料金

使用量 (1か月及びガスメーター 1個につき)	基本料金 (1か月及びガスメーター 1個につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)
0立方メートルから 20立方メートルまで	1,539. ⁰⁰ 円 (税込)	272. ⁶⁴ 円 (税込)
	1,425. ⁰⁰ 円 (税抜)	252. ⁴⁵ 円 (税抜)
20立方メートルを超え 40立方メートルまで	2,419. ⁶³ 円 (税込)	228. ⁶¹ 円 (税込)
	2,240. ⁴⁰ 円 (税抜)	211. ⁶⁸ 円 (税抜)
40立方メートルを 超える場合	3,481. ⁰⁵ 円 (税込)	202. ⁰⁷ 円 (税込)
	3,223. ²⁰ 円 (税抜)	187. ¹¹ 円 (税抜)

(2) 調整単位料金

(1) の基準単位料金 (税込) をもとに、8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。